

議案第 87 号

令和 2 年度日進市一般会計補正予算（第 7 号）について

令和 2 年度日進市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり提出します。

令和 2 年 11 月 25 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和2年度（第7号）

日進市一般会計補正予算書

令和２年度日進市一般会計補正予算（第７号）

令和２年度日進市の一般会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２３０，４４６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７，２２７，３３５千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条 債務負担行為の追加は、「第３表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条 地方債の追加は、「第４表 地方債補正」による。

令和２年１１月２５日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14. 使用料及び手数料		355,728	△957	354,771
	1. 使用料	216,034	△957	215,077
15. 国庫支出金		13,571,962	121,807	13,693,769
	1. 国庫負担金	3,025,624	98,349	3,123,973
	2. 国庫補助金	9,818,590	△20,876	9,797,714
	3. 委託金	13,413	375	13,788
	4. 国庫交付金	714,335	43,959	758,294
16. 県支出金		2,154,190	14,425	2,168,615
	1. 県負担金	1,221,222	△91,208	1,130,014
	2. 県補助金	736,124	105,633	841,757
17. 財産収入		20,157	683	20,840
	1. 財産運用収入	19,256	683	19,939
18. 寄附金		62,904	5,681	68,585
	1. 寄附金	62,904	5,681	68,585
19. 繰入金		452,497	△49,297	403,200
	2. 基金繰入金	378,098	△49,297	328,801
21. 諸収入		784,337	78,104	862,441
	4. 雑入	652,844	78,104	730,948

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
22. 市債		330,000	60,000	390,000
	1. 市債	330,000	60,000	390,000
歳 入 合 計		36,996,889	230,446	37,227,335

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費		257,649	△1,503	256,146
	1. 議会費	257,649	△1,503	256,146
2. 総務費		12,034,792	△122,812	11,911,980
	1. 総務管理費	11,395,933	△89,513	11,306,420
	2. 徴税費	343,573	△11,470	332,103
	3. 戸籍住民基本台帳費	223,777	△22,323	201,454
	6. 監査委員費	32,727	494	33,221
3. 民生費		12,917,350	198,487	13,115,837
	1. 社会福祉費	5,659,012	40,094	5,699,106
	2. 児童福祉費	7,002,552	145,883	7,148,435
	3. 生活保護費	225,176	21,924	247,100
	4. 国民年金事務取扱費	30,306	△9,414	20,892
4. 衛生費		2,362,075	10,986	2,373,061
	1. 保健衛生費	1,140,843	10,986	1,151,829
6. 農林水産業費		146,550	△5,999	140,551
	1. 農業費	135,098	△5,999	129,099
7. 商工費		687,611	△23,569	664,042
	1. 商工費	687,611	△23,569	664,042

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
8. 土木費		2,811,382	△22,918	2,788,464
	1. 土木管理費	143,432	△12,835	130,597
	4. 都市計画費	2,082,931	△10,083	2,072,848
9. 消防費		925,663	193	925,856
	1. 消防費	925,663	193	925,856
10. 教育費		3,632,451	204,899	3,837,350
	1. 教育総務費	344,427	1,956	346,383
	2. 小学校費	1,083,169	166,582	1,249,751
	3. 中学校費	510,537	55,835	566,372
	4. 社会教育費	536,244	△22,519	513,725
	5. 保健体育費	1,158,074	3,045	1,161,119
12. 公債費		1,176,330	△7,655	1,168,675
	1. 公債費	1,176,330	△7,655	1,168,675
13. 諸支出金		5,192	337	5,529
	1. 基金費	5,192	337	5,529
歳 出 合 計		36,996,889	230,446	37,227,335

第2表 繰越明許費補正

追 加

単位：千円

款	項	事業名	金額
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業	134,729
10. 教育費	3. 中学校費	中学校管理事業	35,061
10. 教育費	5. 保健体育費	給食センター施設・設備維持管理 事業	5,293
合 計			175,083

第3表 債務負担行為補正

追加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
放課後子ども総合プラン施設整備事業	令和2年度から 令和3年度まで	6,567
西部保育園増築棟空調改修事業	令和2年度から 令和3年度まで	11,000
南山の手線舗装整備事業	令和2年度から 令和3年度まで	9,756
選手派遣事業	令和2年度から 令和3年度まで	9,040
市民会館・ふれあい工房指定管理委託事業	令和3年度から 令和7年度まで	668,864
計		705,227

第4表 地方債補正

追 加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
東小学校外壁改修事業	40,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。
小学校飛散防止対策事業	7,000			
中学校飛散防止対策事業	5,000			
日進西中学校空調改修事業	8,000			
計	60,000			

令和2年度（第7号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	15,600,150		15,600,150
2. 地方譲与税	228,300		228,300
3. 利子割交付金	16,000		16,000
4. 配当割交付金	99,000		99,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	64,000		64,000
6. 法人事業税交付金	66,000		66,000
7. 地方消費税交付金	1,690,000		1,690,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	40,000		40,000
10. 地方特例交付金	117,000		117,000
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	11,000		11,000
13. 分担金及び負担金	175,511		175,511
14. 使用料及び手数料	355,728	△957	354,771
15. 国庫支出金	13,571,962	121,807	13,693,769
16. 県支出金	2,154,190	14,425	2,168,615
17. 財産収入	20,157	683	20,840
18. 寄附金	62,904	5,681	68,585

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	452,497	△49,297	403,200
20. 繰越金	1,116,553		1,116,553
21. 諸収入	784,337	78,104	862,441
22. 市債	330,000	60,000	390,000
歳 入 合 計	36,996,889	230,446	37,227,335

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	257,649	△1,503	256,146
2. 総務費	12,034,792	△122,812	11,911,980
3. 民生費	12,917,350	198,487	13,115,837
4. 衛生費	2,362,075	10,986	2,373,061
5. 労働費	3,838		3,838
6. 農林水産業費	146,550	△5,999	140,551
7. 商工費	687,611	△23,569	664,042
8. 土木費	2,811,382	△22,918	2,788,464
9. 消防費	925,663	193	925,856
10. 教育費	3,632,451	204,899	3,837,350
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,176,330	△7,655	1,168,675
13. 諸支出金	5,192	337	5,529
14. 予備費	36,000		36,000
歳 出 合 計	36,996,889	230,446	37,227,335

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△1,503
△35,054			△87,758
124,077		45,510	28,900
			10,986
		△511	△5,488
△10,800			△12,769
800		△3,696	△20,022
			193
57,209	60,000	2,954	84,736
			△7,655
		337	0
136,232	60,000	44,594	△10,380

2 歳 入

1 4 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	既 定 額	補 正 額	計
6. 教育使用料	7,261	△957	6,304
計	216,034	△957	215,077

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	3,025,624	98,349	3,123,973
計	3,025,624	98,349	3,123,973

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	9,323,179	△35,054	9,288,125
2. 民生費国庫補助金	307,446	928	308,374
6. 教育費国庫補助金	174,072	13,250	187,322
計	9,818,590	△20,876	9,797,714

1 4 款 使用料及び手数料
1 5 款 国庫支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 小中学校使用料	△957	学校体育施設照明設備使用料 △557 学校体育施設使用料 △400

1. 社会福祉費負担金	△312	国民健康保険基盤安定 △312
2. 児童福祉費負担金	82,713	保育所運営費 52,042 障害児施設給付費 8,267 施設利用給付費 22,404
3. 生活保護費負担金	15,948	生活保護扶助料 13,573 生活困窮者自立支援事業 2,375

1. 総務管理費補助金	△35,054	特別定額給付金給付事業 △9,800 特別定額給付金給付事務 △25,254
1. 社会福祉費補助金	928	地域生活支援事業 598 生活困窮者就労準備支援事業 330
2. 小学校費補助金	9,250	学校保健特別対策事業 9,250
3. 中学校費補助金	4,000	学校保健特別対策事業 4,000

1 5 款 国庫支出金

3 項 委託金

目	既 定 額	補 正 額	計
2. 民生費委託金	12, 574	375	12, 949
計	13, 413	375	13, 788

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

2. 教育費国庫交付金	0	43, 959	43, 959
計	714, 335	43, 959	758, 294

1 6 款 県支出金

1 項 県負担金

1. 民生費県負担金	1, 221, 222	△91, 208	1, 130, 014
計	1, 221, 222	△91, 208	1, 130, 014

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

1. 民生費県補助金	551, 703	15, 403	567, 106
4. 商工費県補助金	120, 302	△10, 800	109, 502

1 5 款 国庫支出金

1 6 款 県支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 国民年金事務取扱費委託金	375	国民年金事務 121 年金生活者支援給付金支給事務 254

1. 小学校費交付金	35,802	学校施設環境改善交付金 35,802
2. 中学校費交付金	8,157	学校施設環境改善交付金 8,157

1. 社会福祉費負担金	△2,006	国民健康保険基盤安定 △2,006
2. 児童福祉費負担金	△89,202	保育所運営費 △4,308 障害児施設給付費 4,134 施設利用給付費 △89,028

1. 社会福祉費補助金	7,551	介護施設等整備事業 7,551
3. 児童福祉費補助金	7,852	施設型教育・保育給付費 3,816 放課後子ども教室推進事業 4,036
1. 商工費補助金	△10,800	新型コロナウイルス感染症対策協力金 △10,800

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
5. 土木費県補助金	12, 091	800	12, 891
7. 教育費県補助金	15, 799	100, 230	116, 029
計	736, 124	105, 633	841, 757

1 7 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1. 財産貸付収入	14, 063	346	14, 409
2. 利子及び配当金	5, 193	337	5, 530
計	19, 256	683	19, 939

1 8 款 寄附金

1 項 寄附金

2. 総務費寄附金	2, 890	2, 681	5, 571
6. 民生費寄附金	0	1, 770	1, 770
7. 教育費寄附金	0	1, 230	1, 230
計	62, 904	5, 681	68, 585

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	172, 425	△45, 601	126, 824
2. 東部丘陵保全基金繰入金	5, 193	△3, 696	1, 497

1 6 款 県支出金
1 7 款 財産収入
1 8 款 寄附金

1 9 款 繰入金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 都市計画費補助金	800	市町村土木事業費補助金 800
1. 教育総務費補助金	100,230	私立幼稚園授業料等軽減事業 100,230

1. 土地建物貸付収入	346	土地 346
1. 利子及び配当金	337	一般廃棄物処理施設等整備基金利子 337

1. 総務管理費寄附金	2,681	ふるさと納税（コロナ対策）寄附金 2,681
1. 児童福祉費寄附金	1,770	ふるさと納税（子どもの本）寄附金 1,770
1. 教育費寄附金	1,230	ふるさと納税（子どもの本）寄附金 1,230

1. 財政調整基金繰入金	△45,601	財政調整基金繰入金 △45,601
1. 東部丘陵保全基金繰入金	△3,696	東部丘陵保全基金繰入金 △3,696

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
計	378,098	△49,297	328,801

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

1. 雑入	652,844	78,104	730,948
計	652,844	78,104	730,948

2 2 款 市債

1 項 市債

2. 教育債	0	60,000	60,000
計	330,000	60,000	390,000

1 9 款 繰入金
2 1 款 諸収入
2 2 款 市債

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	

2. 民生雑入	78,615	過年度収入 保育園給食費徴収金	34,875 43,740
4. 農林水産業雑入	△511	農学校受講料	△511

1. 小学校債	47,000	東小学校外壁改修事業 小学校飛散防止対策事業	40,000 7,000
2. 中学校債	13,000	中学校飛散防止対策事業 日進西中学校空調改修事業	5,000 8,000

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	257,649	△1,503	256,146				△1,503
計	257,649	△1,503	256,146				△1,503

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1. 一般管理費	956,930	△53,718	903,212				△53,718

1 款 議会費
2 款 総務費

単位：千円

節				説 明	
区 分	金 額	細 節			
3. 職員手当等	△1,473	扶養手当	△400	人件費	△1,060
		地域手当	△50	一般職 6 人	△1,060
		通勤手当	40	議員活動支援事務	△443
		期末手当	△200	期末手当	△443
		期末手当（議員）	△443		
		児童手当	△420		
4. 共済費	△30	共済組合負担金	△30		

2. 給料	△36,000	一般職給料	△36,000	人件費	△53,718
3. 職員手当等	△12,658	扶養手当	580	特別職 2 人	△158
		地域手当	△4,000	一般職 8 4 人	△53,560
		住居手当	△1,400		
		通勤手当（特別職）	109		
		管理職手当	460		
		期末手当	△5,800		
		期末手当（特別職）	△107		
		勤勉手当	△2,500		
4. 共済費	△5,060	共済組合負担金	△4,700		
		共済組合負担金（特別職）	△160		
		退職手当組合負担金	△200		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 財産管理費	239,288	321	239,609				321
6. 企画費	258,275	210	258,485				210
8. 公共交通対策費	202,127	△1,667	200,460				△1,667
9. 防犯活動費	56,407	395	56,802				395
17. 特別定額給付金給付事業費	9,281,260	△35,054	9,246,206	△35,054 国 △ 35,054			

2 款 総務費

単位：千円

節		明 説	
区 分	金 額	細 節	
10. 需用費	321	消耗品費 321	公共施設新型コロナ対策事業 消耗品費 321
1. 報酬	210	委員報酬 210	総合計画推進事業 150 総合計画審議会委員 20人 150 まち・ひと・しごと創生推進事務 60 総合戦略推進委員会委員 10人 60
17. 備品購入費	△3,667		公共交通対策事業 △1,667 バス車両購入費 △3,667 バス路線維持対策費補助金 2,000
18. 負担金、補助及び交付金	2,000	補助金 2,000	
10. 需用費	395	修繕料 395	防犯施設維持整備事業 395 修繕料 395
1. 報酬	△625	報酬（会計年度任用職員） △625	特別定額給付金給付事業 △35,054 報酬（会計年度任用職員） △625 職員手当 △2,635 費用弁償（会計年度任用職員） △17 消耗品費 △390 印刷製本費 △600 通信運搬費 △4,295 口座振込手数料 △910 電算事務委託料 △476 給付事務業務委託料 △12,710 コールセンター業務委託料 △220 翻訳等委託料 △165 電話設定業務委託料 △330 複写機等借上料 △1,881 特別定額給付金 △9,800
3. 職員手当等	△2,635	時間外勤務手当 △2,635	
8. 旅費	△17	費用弁償（会計年度任用職員） △17	
10. 需用費	△990	消耗品費 △390 印刷製本費 △600	
11. 役務費	△5,205	通信運搬費 △4,295 手数料 △910	
12. 委託料	△13,901		
13. 使用料及び賃借料	△1,881		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
17. 特別定額給付金給付事業費							
計	11,395,933	△89,513	11,306,420	△35,054			△54,459

2 款 総務費

2 項 徴税费

1. 税務総務費	273,177	△11,470	261,707				△11,470
計	343,573	△11,470	332,103				△11,470

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	223,777	△22,323	201,454				△22,323
--------------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

2 款 総務費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
18. 負担金、補助及び交付金	△9,800	補助金	△9,800

2. 給料	△4,700	一般職給料	△4,700	人件費 一般職 28人 △11,470 △11,470
3. 職員手当等	△3,620	扶養手当	△400	
		地域手当	△700	
		通勤手当	△120	
		期末手当	△1,300	
		勤勉手当	△900	
		児童手当	△200	
4. 共済費	△3,150	共済組合負担金	△2,600	
		退職手当組合負担金	△550	

2. 給料	△12,200	一般職給料	△12,200	人件費 一般職 14人 △22,323 △22,323
3. 職員手当等	△5,523	扶養手当	14	
		地域手当	△1,400	
		通勤手当	280	
		管理職手当	△1,097	

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費							
計	223,777	△22,323	201,454				△22,323

2 款 総務費

6 項 監査委員費

1. 監査委員費	32,727	494	33,221				494
計	32,727	494	33,221				494

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	1,866,999	29,762	1,896,761	国 県 0	598 598 0		29,164
------------	-----------	--------	-----------	-------------	-----------------	--	--------

2 款 総務費
3 款 民生費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
		期末手当 △2,000	
		勤勉手当 △1,500	
		児童手当 180	
4. 共済費	△4,600	共済組合負担金 △3,200	
		退職手当組合負担金 △1,400	

3. 職員手当等	494	扶養手当 400	人件費 494
		地域手当 50	一般職 3 人 494
		通勤手当 24	
		児童手当 20	

1. 報酬	84	委員報酬 84	人件費 28,201
			一般職 7 2 人 28,201
2. 給料	12,300	一般職給料 12,300	地域福祉計画推進事業 84
			わたしのまちのしあわせづくり委員会委員 84
			1 2 人
3. 職員手当等	9,001	扶養手当 150	社会福祉協議会・中央福祉センター運営事務 561
		地域手当 1,700	浄化槽水中ブロー取替工事 561
		住居手当 660	障害者自立支援給付事業 1,375
		通勤手当 240	障害者福祉システム改修業務委託料 1,375
		管理職手当 71	戦没者追悼事業 △459
			消耗品費 △1
			食糧費 △1

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費							
2. 高齢者福祉費	911,512	17,125	928,637	7,551 県 7,551			9,574
3. 福祉医療費	2,737,143	279	2,737,422	△2,318 国 △ 312 県 △ 2,006			2,597
4. 福祉施設運営費	143,358	△7,072	136,286				△7,072

3 款 民生費

単位：千円

節		明 説	
区 分	金 額	細 節	
		期末手当 2,300	追悼式委託料 △457
		勤勉手当 3,200	
		児童手当 680	
4. 共済費	6,900	共済組合負担金 3,700	
		退職手当組合負担金 3,200	
10. 需用費	△2	消耗品費 △1	
		食糧費 △1	
12. 委託料	918		
14. 工事請負費	561		
18. 負担金、補助及び交付金	7,551	補助金 7,551	介護保険推進事業 7,551 地域密着型サービス等施設整備事業補助金 7,551
27. 繰出金	9,574		介護保険特別会計繰出金 9,574 介護保険特別会計繰出金 9,574
19. 扶助費	1,248		国民健康保険特別会計繰出金 △3,089 国民健康保険基盤安定繰出金 △3,089
27. 繰出金	△969		後期高齢者医療特別会計繰出金 2,120 後期高齢者医療特別会計繰出金 2,120 養育医療費支給事業 1,248 養育医療費 1,248
3. 職員手当等	△306	期末手当（会計年度任用職員） △306	児童館運営事業 △88 費用弁償（会計年度任用職員） 135 手数料 △49 もちつき体験委託料 △174
7. 報償費	△288	謝礼 △288	
8. 旅費	135	費用弁償（会計年度任用職員） 135	老人福祉センター運営事業 △1,363 期末手当（会計年度任用職員） △306 講師謝礼 △288 コミサロ運転業務委託料 △649 有料道路等使用料 △120

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 福祉施設運営費							
計	5,659,012	40,094	5,699,106	5,831			34,263

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	952,573	21,812	974,385	16,437 国 8,267 県 8,170		寄 300 300	5,075
------------	---------	--------	---------	------------------------------------	--	--------------	-------

3 款 民生費

単位：千円

節		明 説	
区 分	金 額	細 節	
11. 役務費	△49	手数料	△49
		福祉会館施設維持管理事業	△5,621
		岩崎台・香久山福祉会館管理運営委託料	△364
12. 委託料	△5,914	清掃業務委託料	△1,238
		施設管理等委託料	△1,912
		施設敷地管理委託料	△335
13. 使用料及び賃借料	△650	給茶機保守点検等委託料	△104
		会館施設保守点検委託料	△1,138
		清掃用具借上料	△426
		複写機等借上料	△104

2. 給料	700	一般職給料	700	人件費	1,104
				一般職	20人
3. 職員手当等	44	扶養手当	200	放課後子ども総合プラン運営事業	300
		住居手当	△700	消耗品費	300
		通勤手当	120	障害児福祉サービス事業	20,305
		時間外勤務手当	2,000	計画相談支援等推進事業補助金	△1,763
		管理職手当	△1,366	障害児通所給付費	16,534
		期末手当	△200	返還金	5,534
		勤勉手当	△150	児童相談虐待防止事業	103
		児童手当	140	返還金	103
4. 共済費	360	共済組合負担金	150		
		退職手当組合負担金	210		
10. 需用費	300	消耗品費	300		
18. 負担金、補助及び交付金	△1,763	補助金	△1,763		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費							
2. 児童措置費	2, 227, 635	3, 676	2, 231, 311				3, 676
3. 保育所費	3, 695, 933	120, 395	3, 816, 328	85, 156 国 74, 446 県 10, 710		45, 210 寄 1, 470 諸 43, 740	△9, 971

3 款 民生費

単位：千円

節				説 明	
区 分	金 額	細 節			
19. 扶助費	16, 534				
22. 償還金、利 子及び割引 料	5, 637				
22. 償還金、利 子及び割引 料	3, 676			児童手当支給事業 過年度交付金精算金	1, 392 1, 392
				児童扶養手当支給事業 返還金	869 869
				母子等生活支援事業 返還金	1, 415 1, 415
2. 給料	△6, 500	一般職給料	△6, 500	人件費 一般職 1 2 8 人	△15, 270 △15, 270
3. 職員手当等	△3, 570	扶養手当	160	公立保育園管理運営事業	5, 795
		地域手当	△1, 000	消耗品費	1, 470
		住居手当	690	光熱水費	1, 100
		通勤手当	△200	返還金	3, 225
		期末手当	△2, 300	認可保育所等支援事業	66, 997
		勤勉手当	△1, 500	施設型給付費	61, 796
		児童手当	580	返還金	5, 201
				幼児教育・保育無償化事業	62, 873
				子育てのための施設利用給付費	44, 808
				返還金	18, 065
4. 共済費	△5, 200	共済組合負担金	△5, 000		
		退職手当組合負担金	△200		
10. 需用費	2, 570	消耗品費	1, 470		
		光熱水費	1, 100		
19. 扶助費	106, 604				

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 保育所費							
計	7,002,552	145,883	7,148,435	101,593		45,510	△1,220

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1. 生活保護総務費	25,476	3,826	29,302	国 2,705 2,705			1,121
2. 扶助費	199,700	18,098	217,798	国 13,573 13,573			4,525
計	225,176	21,924	247,100	16,278			5,646

3 款 民生費

4 項 国民年金事務取扱費

1. 国民年金事務取扱費	30,306	△9,414	20,892	国 375 375			△9,789
--------------	--------	--------	--------	-----------------	--	--	--------

3 款 民生費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
22. 償還金、利 子及び割引 料	26,491		

12. 委託料	660		生活保護事業 660 生活保護システム改修業務委託料 660
19. 扶助費	3,166		生活困窮者自立支援事業 3,166 住居確保給付金等事業 3,166
19. 扶助費	18,098		生活保護扶助費 18,098 生活保護扶助費 18,098

2. 給料	△5,000	一般職給料 △5,000	人件費 △9,904 一般職 2人 △9,904
3. 職員手当等	△2,534	地域手当 △620 住居手当 336 期末手当 △1,300 勤勉手当 △950	国民年金事務 490 国民年金システム改修等委託料 131 返還金 359
4. 共済費	△2,370	共済組合負担金 △1,700 退職手当組合負担金 △670	
12. 委託料	131		

3 款 民生費

4 項 国民年金事務取扱費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 国民年金事務取扱費							
計	30,306	△9,414	20,892	375			△9,789

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	133,664	△3,020	130,644				△3,020
2. 保健センター運営費	219,356	10,928	230,284				10,928

3 款 民生費
4 款 衛生費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
22. 償還金、利 子及び割引 料	359		

2. 給料	△1,500	一般職給料	△1,500	人件費 一般職	1 2 人	△3,020 △3,020
3. 職員手当等	△1,020	扶養手当	△180			
		地域手当	△200			
		住居手当	△610			
		通勤手当	40			
		期末手当	△200			
		勤勉手当	△40			
		児童手当	170			
4. 共済費	△500	共済組合負担金	△400			
		退職手当組合負担金	△100			
2. 給料	5,400	一般職給料	5,400	人件費 一般職	2 1 人	9,630 9,630
3. 職員手当等	2,970	扶養手当	80	保健センター管理事業		1,298
		地域手当	690	保健センター改修等工事		1,298
		通勤手当	170			
		時間外勤務手当	421			
		管理職手当	99			
		期末手当	740			
		勤勉手当	770			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 保健センター運営費							
3. 予防費	587,741	534	588,275				534
4. 母子衛生費	164,643	2,544	167,187				2,544
計	1,140,843	10,986	1,151,829				10,986

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

1. 農業委員会費	6,033	△303	5,730				△303
2. 農業総務費	67,619	△4,755	62,864				△4,755

4 款 衛生費
6 款 農林水産業費

単位：千円

節				説 明	
区 分	金 額	細 節			
4. 共済費	1,260	共済組合負担金	690		
		退職手当組合負担金	570		
14. 工事請負費	1,298				
17. 備品購入費	210			がん検診推進事業	210
				備品購入費	210
22. 償還金、利 子及び割引 料	324			予防接種推進事業	324
				返還金	324
1. 報酬	1,784	非常勤職員報酬	1,784	母子健診事業	2,544
				母子健診嘱託医	1,784
				返還金	760
22. 償還金、利 子及び割引 料	760				

8. 旅費	△273	特別旅費	△273	農業委員会事務 特別旅費 有料道路等使用料	△303 △273 △30
13. 使用料及び 賃借料	△30				
2. 給料	△3, 400	一般職給料	△3, 400	人件費 一般職 7 人	△4, 755 △4, 755
3. 職員手当等	△1, 195	扶養手当	20		
		地域手当	△450		
		住居手当	495		
		期末手当	△880		
		勤勉手当	△460		

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 農業総務費							
3. 農業振興費	39,695	△941	38,754			諸 △511 △ 511	△430
計	135,098	△5,999	129,099			△511	△5,488

7 款 商工費

1 項 商工費

1. 商工総務費	76,804	12,031	88,835				12,031
----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

6 款 農林水産業費
7 款 商工費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
		児童手当 80	
4. 共済費	△160	共済組合負担金 △100 退職手当組合負担金 △60	
7. 報償費	△271	謝礼 △271	食育推進事業 △31 有料道路等使用料 △31
12. 委託料	△366		田園フロンティアパーク推進事業 △910 講師謝礼 △271
13. 使用料及び 賃借料	△60		田園フロンティアパーク管理業務委託料 △188 不動産鑑定評価等業務委託料 △178 農地等使用料 △29 田園フロンティアパーク維持管理工事 △244
14. 工事請負費	△244		

2. 給料	6, 200	一般職給料 6, 200	人件費 12, 031 一般職 1 0 人 12, 031
3. 職員手当等	3, 901	扶養手当 180 地域手当 840 住居手当 400 管理職手当 91 期末手当 1, 200 勤勉手当 950 児童手当 240	
4. 共済費	1, 930	共済組合負担金 1, 300 退職手当組合負担金 630	

7 款 商工費

1 項 商工費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 商工振興費	594,433	△35,600	558,833	△10,800 県 △ 10,800			△24,800
計	687,611	△23,569	664,042	△10,800			△12,769

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1. 土木総務費	143,432	△12,835	130,597				△12,835
計	143,432	△12,835	130,597				△12,835

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	927,197	△14,433	912,764				△14,433
------------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

7 款 商工費
8 款 土木費

単位：千円

節		明 説	
区 分	金 額	細 節	
18. 負担金、補助及び交付金	△35,600	補助金 △35,600	商工業新型コロナ対策事業 △35,600 新型コロナウイルス感染症対策協力金 △35,600

2. 給料	△6,000	一般職給料 △6,000	人件費 △12,835 一般職 16人 △12,835
3. 職員手当等	△4,635	扶養手当 △80 地域手当 △860 住居手当 △60 管理職手当 △735 期末手当 △1,700 勤勉手当 △1,100 児童手当 △100	
4. 共済費	△2,200	共済組合負担金 △1,700 退職手当組合負担金 △500	

2. 給料	△5,500	一般職給料 △5,500	人件費 △7,624 一般職 25人 △7,624
3. 職員手当等	△1,224	扶養手当 220 地域手当 △730 住居手当 660	都市計画推進総務事業 △6,691 普通旅費 △29 都市計画決定業務委託料 △6,272 都市計画マスタープラン策定業務委託料 △390 開発・建築事務 △118

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費							
4. 下水道費	693,524	8,420	701,944				8,420
5. 公園費	212,584	△4,070	208,514	800 県 800		△3,696 繰入 △ 3,696	△1,174
計	2,082,931	△10,083	2,072,848	800		△3,696	△7,187

9 款 消防費

1 項 消防費

2. 非常備消防費	43,847	193	44,040				193
計	925,663	193	925,856				193

8 款 土木費
9 款 消防費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
		管理職手当 76	普通旅費 開発研修会等負担金 △37 △81
		期末手当 △950	
		勤勉手当 △520	
		児童手当 20	
4. 共済費	△900	共済組合負担金 △900	
8. 旅費	△66	普通旅費 △66	
12. 委託料	△6,662		
18. 負担金、補助及び交付金	△81	負担金 △81	
27. 繰出金	8,420		下水道事業会計繰出金 8,420 下水道事業会計繰出金 8,420
7. 報償費	△37	報償金 △37	公園・児童遊園等整備事業 設計委託料 △330 △330 東部丘陵保全事業 境界立会報償金 食糧費 △3,740 △37 △7 県営地域用水環境整備事業計画書作成委託料 △3,696
10. 需用費	△7	食糧費 △7	
12. 委託料	△4,026		

10. 需用費	193	修繕料 193	消防団事業 修繕料 193

10款 教育費

1項 教育総務費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	341,312	1,956	343,268				1,956
計	344,427	1,956	346,383				1,956

10款 教育費

2項 小学校費

1. 学校管理費	592,784	140,167	732,951	35,802 国 35,802	47,000	1,556 使 △ 300 寄 1,856	55,809
----------	---------	---------	---------	-----------------------	--------	-----------------------------------	--------

10 款 教育費

単位：千円

節		明 説		
区 分	金 額	細 節		
1. 報酬	129	報酬（会計年度任用職員） 129	人件費 特別職 1 人 一般職 16 人	1,995 △99 2,094
2. 給料	650	一般職給料 650	教育支援センター事業 報酬（会計年度任用職員） 期末手当（会計年度任用職員）	151 129 22
3. 職員手当等	586	扶養手当 50 管理職手当 △646 期末手当 460 期末手当（特別職） △50 勤勉手当 600 児童手当 150 期末手当（会計年度任用職員） 22	健康診断事業 消耗品費	△190 △190
4. 共済費	781	共済組合負担金 700 共済組合負担金（特別職） △10 退職手当組合負担金 130 退職手当組合負担金（特別職） △39		
10. 需用費	△190	消耗品費 △190		

2. 給料	220	一般職給料 220	人件費 一般職 5 人	250 250
3. 職員手当等	30	地域手当 30	小学校管理事業 燃料費 光熱水費	139,917 1,038 3,870
10. 需用費	4,908	燃料費 1,038	小学校施設管理業務委託料	280

10款 教育費

2項 小学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費							
2. 教育振興費	490,385	26,415	516,800	9,250 国 9,250		440 寄 440	16,725
計	1,083,169	166,582	1,249,751	45,052	47,000	1,996	72,534

10款 教育費

3項 中学校費

1. 学校管理費	292,477	35,181	327,658	8,157 国 8,157	13,000	568 使 △ 257 寄 825	13,456
2. 教育振興費	218,060	20,654	238,714	4,000 国 4,000		170 寄 170	16,484

10款 教育費

単位：千円

節		明	
区 分	金 額	細 節	説 明
		光熱水費 3,870	監理業務委託料 3,223 東小学校外壁改修工事 105,646 飛散防止対策工事 19,260 西小学校空調改修工事 6,600
12. 委託料	3,503		
14. 工事請負費	131,506		小学校管理新型コロナ対策事業 財源補正
1. 報酬	1,567	報酬（会計年度任用職員） 1,567	小学校運営事業 5,203 報酬（会計年度任用職員） 1,567 教科書改訂用消耗品費 3,246 図書館用図書購入費 440 副読本編集委託料 △50
10. 需用費	3,686	教材用消耗品費 3,246 図書館用図書購入費 440	小学校運営新型コロナ対策事業 21,212 ICT支援研修等委託料 1,065 備品購入費 20,147
12. 委託料	1,015		
17. 備品購入費	20,147		

10. 需用費	0	燃料費 3,052 光熱水費 △3,052	中学校管理事業 35,181 燃料費 3,052 光熱水費 △3,052 中学校施設管理業務委託料 120 飛散防止対策工事 15,220 日進西中学校空調改修工事 19,841
12. 委託料	120		
14. 工事請負費	35,061		中学校管理新型コロナ対策事業 財源補正
3. 職員手当等	250	期末手当（会計年度任用職員） 250	中学校運営事業 11,420 期末手当（会計年度任用職員） 250 教科書改訂用消耗品費 11,000 図書館用図書購入費 170
10. 需用費	11,170	教材用消耗品費 11,000 図書館用図書購入費 170	中学校運営新型コロナ対策事業 9,234 ICT支援研修等委託料 484 備品購入費 8,750

3項 中学校費

1. 社会教育総務費	176,252	△15,346	160,906				△15,346
------------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

10款 教育費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
12. 委託料	484		
17. 備品購入費	8,750		

2. 給料	△7,100	一般職給料	△7,100	人件費	△14,666
				一般職	△14,666
				16人	
3. 職員手当等	△4,066	扶養手当	580	社会教育推進事業	△137
		地域手当	△700	普通旅費	△68
				社会教育委員関係負担金	△69
		住居手当	△500	生涯学習講座開催事業	△543
		通勤手当	106	講師等謝礼	△440
		管理職手当	△632	消耗品費	△66
				食糧費	△8
		期末手当	△1,800	有料道路等使用料	△29
		勤勉手当	△1,200		
		児童手当	80		
4. 共済費	△3,500	共済組合負担金	△2,700		
		退職手当組合負担金	△800		
7. 報償費	△440	謝礼	△440		
8. 旅費	△68	普通旅費	△68		
10. 需用費	△74	消耗品費	△66		
		食糧費	△8		
13. 使用料及び 賃借料	△29				

10款 教育費

4項 社会教育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費							
3. 図書館運営費	162,091	△7,173	154,918			寄 620 620	△7,793
計	536,244	△22,519	513,725			620	△23,139

10款 教育費

5項 保健体育費

1. 保健体育総務費	57,781	△5,550	52,231				△5,550
2. 体育施設費	296,542	△2,000	294,542			使 △400 △400	△1,600
3. 学校給食費	803,751	10,595	814,346				10,595

10款 教育費

単位：千円

節		明 説	
区 分	金 額	細 節	
18. 負担金、補助及び交付金	△69	負担金	△69
10. 需用費	620	消耗品費	620
12. 委託料	△6,993		
13. 使用料及び賃借料	△800		

2. 給料	△1,300	一般職給料	△1,300	人件費 一般職	5人	△5,550 △5,550
3. 職員手当等	△2,360	扶養手当	△350			
		地域手当	△210			
		住居手当	210			
		通勤手当	40			
		期末手当	△1,000			
		勤勉手当	△960			
		児童手当	△90			
4. 共済費	△1,890	共済組合負担金	△950			
		退職手当組合負担金	△940			
12. 委託料	△2,000			学校体育施設スポーツ開放事業 学校開放委託料		△2,000 △2,000
2. 給料	2,800	一般職給料	2,800	人件費		4,394

10款 教育費

5項 保健体育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 学校給食費							
計	1,158,074	3,045	1,161,119			△400	3,445

12款 公債費

1項 公債費

1. 元金	1,065,641	△5,750	1,059,891				△5,750
2. 利子	110,689	△1,905	108,784				△1,905
計	1,176,330	△7,655	1,168,675				△7,655

13款 諸支出金

1項 基金費

1. 基金費	5,192	337	5,529			財 337 337	
--------	-------	-----	-------	--	--	--------------	--

1 0 款 教育費
1 2 款 公債費
1 3 款 諸支出金

単位：千円

節				
区 分	金 額	細 節	説 明	
3. 職員手当等	1,324	扶養手当	65	一般職 3人 4,394
		地域手当	370	給食センター施設・設備維持管理事務 6,201
		通勤手当	24	修繕料 908
		時間外勤務手当	25	空調設備更新工事 2,376
		期末手当	450	コンテナ洗浄機修繕工事 2,917
		勤勉手当	390	
4. 共済費	270	共済組合負担金	150	
		退職手当組合負担金	120	
10. 需用費	908	修繕料	908	
14. 工事請負費	5,293			

22. 償還金、利子及び割引料	△5,750		市債償還金元金 △5,750 市債償還金元金 △5,750
22. 償還金、利子及び割引料	△1,905		市債償還金利子 △1,905 市債償還金利子 △1,905

24. 積立金	337		基金費 337 一般廃棄物処理施設等整備基金利子 337
---------	-----	--	---------------------------------

1 3 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	5,192	337	5,529			337	

1 3 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地 域 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		26,708	10,508 3.35			157	37,373	14,471	51,844	
	議 員	20	104,729		36,128 3.35				140,857	36,793	177,650	
	その他 の 特別職	1,613	157,417						157,417		157,417	
	計	1,636	262,146	26,708	46,636			157	335,647	51,264	386,911	
補 正 前	長 等	3		26,708	10,665 3.40			48	37,421	14,680	52,101	
	議 員	20	104,729		36,571 3.40				141,300	36,793	178,093	
	その他 の 特別職	1,613	155,339						155,339		155,339	
	計	1,636	260,068	26,708	47,236			48	334,060	51,473	385,533	
比 較	長 等	0		0	△157 △0.05			109	△48	△209	△257	
	議 員	0	0		△443 △0.05				△443	0	△443	
	その他 の 特別職	0	2,078						2,078		2,078	
	計	0	2,078	0	△600			109	1,587	△209	1,378	

2 一般職
総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	493 (476)	607,267	1,770,641	1,392,939	3,770,847	903,162	4,674,009	
補正前	493 (488)	606,196	1,831,571	1,420,667	3,858,434	921,012	4,779,446	
比 較	0 (△12)	1,071	△60,930	△27,728	△87,587	△17,850	△105,437	

備考 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員 手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	41,533	243,552	30,898	22,032	37	124,133
	補正前	40,244	250,792	30,717	21,268	37	124,322
	比 較	1,289	△7,240	181	764	0	△189
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後		55,402	519,964	326,978	28,110	300
	補正前		59,081	534,478	332,848	26,580	300
	比 較		△3,679	△14,514	△5,870	1,530	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	493 (32)		1,770,641	1,325,034	3,095,675	903,162	3,998,837	
補正前	493 (43)		1,831,571	1,352,728	3,184,299	921,012	4,105,311	
比 較	0 (△11)		△60,930	△27,694	△88,624	△17,850	△106,474	

備考 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	41,533	243,552	30,898	22,032	37	124,133
	補正前	40,244	250,792	30,717	21,268	37	124,322
	比 較	1,289	△7,240	181	764	0	△189
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後		55,402	452,059	326,978	28,110	300
	補正前		59,081	466,539	332,848	26,580	300
	比 較		△3,679	△14,480	△5,870	1,530	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (444)	607,267		67,905	675,172		675,172	
補正前	0 (445)	606,196		67,939	674,135		674,135	
比 較	0 (△1)	1,071		△34	1,037		1,037	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後						
	補正前						
	比 較						
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後			67,905			
	補正前			67,939			
	比 較			△34			

債務負担行為で令和３年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額及び
令和２年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和２年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	
西部保育園駐車場用地取得事業	75,796			令和3～7年度	75,796				75,796
尾張土地開発公社に対する債務保証	75,796			令和7年度まで					
南部浄化センター整備事業負担金	368,643			令和2～3年度	368,643			274,503	94,140
中学校ＡＬＴ業務委託事業	8,536			令和2～3年度	8,536				8,536
高齢者生きがい活動センター指定管理委託事業	22,806	平成29～令和元年度	11,648	令和2～3年度	11,158				11,158
障害者福祉センター指定管理委託事業	351,268	平成29～令和元年度	191,225	令和2～3年度	160,043	15,470			144,573
にしん子育て総合支援センター指定管理委託事業	158,149	平成29～令和元年度	86,084	令和2～3年度	72,065	21,192			50,873
生涯学習プラザ指定管理委託事業	70,334	平成29～令和元年度	38,025	令和2～3年度	32,309				32,309
スポーツセンター指定管理委託事業	460,060	平成29～令和元年度	247,478	令和2～3年度	212,582				212,582
上納池スポーツ公園指定管理委託事業	108,485	平成29～令和元年度	56,407	令和2～3年度	52,078				52,078
総合運動公園、市営テニスコート・グラウンド指定管理委託事業	300,035	平成29～令和元年度	161,548	令和2～3年度	138,487				138,487
岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城及び岩崎城址公園指定管理委託事業	145,120	平成30～令和元年度	52,232	令和2～4年度	92,888				92,888

債務負担行為で令和３年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額及び
令和２年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和２年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	
にぎわい交流館指定管理委託事業	136,240	令和元年度	24,080	令和2～5年度	112,160				112,160
米野木台西保育園指定管理委託事業	816,492			令和2～6年度	816,492	4,895		99,910	711,687
中央福祉センター・福祉情報センター指定管理委託事業	148,500			令和2～6年度	148,500				148,500
放課後子ども総合プラン施設整備事業	6,567			令和2～3年度	6,567			6,567	
西部保育園増築棟空調改修工事	11,000			令和2～3年度	11,000				11,000
南山の手線舗装整備事業	9,756			令和2～3年度	9,756				9,756
選手派遣事業	9,040			令和2～3年度	9,040				9,040
市民会館・ふれあい工房指定管理委託事業	668,864			令和3～7年度	668,864				668,864
合 計	3,246,260		868,727		2,301,737	41,557		374,413	1,885,767

地方債の平成３０年度末及び令和元年度末における現在高
並びに令和２年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区 分	平成３０年度末 現在高	令和元年度末 現在高	令和２年度中増減見込み		令和２年度末 現在高見込額
			令和２年度中 起債見込額	令和２年度中 元金償還見込額	
１．普通債	8,043,657	7,369,887	330,000	811,462	6,888,425
(1) 民生	853,466	773,165		105,947	667,218
(2) 土木	420,766	395,016	330,000	81,965	643,051
(3) 教育	6,769,425	6,201,706		623,550	5,578,156
２．その他	2,244,929	1,987,350		248,429	1,738,921
(1) 住民税等減税補てん債	358,436	283,112		65,469	217,643
(2) 臨時財政対策債	1,886,493	1,704,238		182,960	1,521,278
合 計	10,288,586	9,357,237	330,000	1,059,891	8,627,346

議案第 88 号

令和 2 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 2 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出します。

令和 2 年 11 月 25 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和2年度（第3号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

令和２年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和２年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０，７８６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，６４８，３４３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月２５日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 県支出金		4,335,170	17,000	4,352,170
	1. 県補助金	4,335,169	17,000	4,352,169
5. 繰入金		714,397	△3,089	711,308
	1. 一般会計繰入金	714,396	△3,089	711,307
7. 諸収入		5,161	6,875	12,036
	1. 延滞金及び過料	5,151	1,177	6,328
	4. 雑入	8	5,698	5,706
歳 入 合 計		6,627,557	20,786	6,648,343

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 保険給付費		4,322,224	17,000	4,339,224
	2. 高額療養費	472,750	17,000	489,750
8. 諸支出金		13,249	3,786	17,035
	1. 償還金及び還付金	10,531	3,786	14,317
歳 出 合 計		6,627,557	20,786	6,648,343

令和 2 年度（第 3 号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税	1,438,273		1,438,273
2. 国庫支出金	11,411		11,411
3. 県支出金	4,335,170	17,000	4,352,170
4. 財産収入	639		639
5. 繰入金	714,397	△3,089	711,308
6. 繰越金	122,506		122,506
7. 諸収入	5,161	6,875	12,036
歳 入 合 計	6,627,557	20,786	6,648,343

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	61,319		61,319
2. 保険給付費	4,322,224	17,000	4,339,224
3. 国民健康保険事業費納付金	2,026,021		2,026,021
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	87,576		87,576
6. 基金積立金	107,166		107,166
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	13,249	3,786	17,035
9. 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	6,627,557	20,786	6,648,343

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
17,000			0
			3,786
17,000			3,786

2 歳 入

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 保険給付費等交付金	4,335,169	17,000	4,352,169
計	4,335,169	17,000	4,352,169

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	714,396	△3,089	711,307
計	714,396	△3,089	711,307

7 款 諸収入

1 項 延滞金及び過料

1. 一般被保険者延滞金	5,000	1,177	6,177
計	5,151	1,177	6,328

7 款 諸収入

4 項 雑入

1. 一般被保険者第三者納付金	1	526	527
3. 一般被保険者返納金	2	3,633	3,635
4. 退職被保険者等返納金	2	1,539	1,541
計	8	5,698	5,706

3款 県支出金
5款 繰入金
7款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 普通交付金	17,000	普通交付金 17,000

1. 一般会計繰入金	△3,089	基盤安定繰入金 △3,089

1. 一般被保険者延滞金	1,177	一般被保険者保険税延滞金 1,177

1. 一般被保険者第三者納付金	526	一般被保険者第三者納付金 526
1. 一般被保険者返納金	3,633	一般被保険者返納金 3,346 滞納繰越分 287
1. 退職被保険者等返納金	1,539	退職被保険者等返納金 1,539

3 歳 出

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般被保険者高額療養費	471,250	17,000	488,250	17,000 県			
計	472,750	17,000	489,750	17,000			

8 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付金

1. 一般被保険者保険税還付金	10,000	3,786	13,786				3,786
計	10,531	3,786	14,317				3,786

2 款 保険給付費
8 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
18. 負担金、補助及び交付金	17,000	負担金 17,000	一般被保険者高額療養費 17,000 一般被保険者高額療養費負担金 17,000

22. 償還金、利子及び割引料	3,786		一般被保険者保険税還付事業 3,786 保険税還付金 3,786

議案第 89 号

令和 2 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 2 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出
します。

令和 2 年 11 月 25 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和2年度（第4号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和２年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

令和２年度日進市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，４６４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，２０４，６２１千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月２５日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 繰入金		894,553	2,120	896,673
	1. 一般会計繰入金	894,553	2,120	896,673
6. 国庫支出金		0	344	344
	1. 国庫補助金	0	344	344
歳入合計		2,202,157	2,464	2,204,621

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		63,763	2,464	66,227
	1. 総務管理費	15,532	2,464	17,996
歳 出 合 計		2,202,157	2,464	2,204,621

令和2年度（第4号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1, 226, 722		1, 226, 722
2. 寄附金	1		1
3. 繰入金	894, 553	2, 120	896, 673
4. 繰越金	159		159
5. 諸収入	80, 722		80, 722
6. 国庫支出金	0	344	344
歳 入 合 計	2, 202, 157	2, 464	2, 204, 621

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	63,763	2,464	66,227
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金	2,092,736		2,092,736
3. 諸支出金	44,658		44,658
4. 予備費	1,000		1,000
歳 出 合 計	2,202,157	2,464	2,204,621

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
344			2,120
344			2,120

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 事務費繰入金	45,598	2,120	47,718
計	894,553	2,120	896,673

6 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	344	344
計	0	344	344

3款 繰入金
6款 国庫支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 事務費繰入金	2,120	事務費繰入金 2,120

1. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	344	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 344

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	15,532	2,464	17,996	344 国			2,120
計	15,532	2,464	17,996	344			2,120

1 款 総務費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	2,464		後期高齢者医療保険給付管理事務 システム改修委託料 2,464 2,464

議案第 90 号

令和 2 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 2 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出します。

令和 2 年 11 月 25 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和2年度（第2号）

日進市介護保険特別会計補正予算書

令和２年度日進市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和２年度日進市の介護保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５，９７４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，５８９，５８３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年１１月２５日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 国庫支出金		1,038,345	6,063	1,044,408
	2. 国庫補助金	84,871	6,063	90,934
7. 財産収入		100	337	437
	1. 財産運用収入	100	337	437
9. 繰入金		799,678	9,574	809,252
	1. 一般会計繰入金	799,678	9,574	809,252
歳入合計		5,573,609	15,974	5,589,583

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		79,670	15,637	95,307
	1. 総務管理費	38,660	15,637	54,297
5. 基金積立金		7,087	337	7,424
	1. 基金積立金	7,087	337	7,424
歳 出 合 計		5,573,609	15,974	5,589,583

令和2年度（第2号）

日進市介護保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 保険料	1, 270, 137		1, 270, 137
2. 分担金及び負担金	467		467
3. 使用料及び手数料	40		40
4. 国庫支出金	1, 038, 345	6, 063	1, 044, 408
5. 支払基金交付金	1, 410, 928		1, 410, 928
6. 県支出金	757, 571		757, 571
7. 財産収入	100	337	437
8. 寄附金	1		1
9. 繰入金	799, 678	9, 574	809, 252
10. 繰越金	294, 628		294, 628
11. 諸収入	1, 714		1, 714
歳 入 合 計	5, 573, 609	15, 974	5, 589, 583

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	79,670	15,637	95,307
2. 保険給付費	5,130,180		5,130,180
3. 地域支援事業等費	308,951		308,951
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 基金積立金	7,087	337	7,424
6. 公債費	1		1
7. 諸支出金	45,719		45,719
8. 予備費	2,000		2,000
歳 出 合 計	5,573,609	15,974	5,589,583

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6,063			9,574
		337	0
6,063		337	9,574

2 歳 入

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
5. 介護保険事業費補助金	0	6,063	6,063
計	84,871	6,063	90,934

7 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1. 利子及び配当金	100	337	437
計	100	337	437

9 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	799,678	9,574	809,252
計	799,678	9,574	809,252

4 款 国庫支出金
7 款 財産収入
9 款 繰入金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 介護保険事業費補助金	6,063	介護保険事業費補助金 6,063

1. 預金利子	337	介護保険準備基金積立金利子 337

2. 事務費繰入金	9,574	事務費繰入金 9,574

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	38,660	15,637	54,297	6,063 国			9,574
計	38,660	15,637	54,297	6,063			9,574

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1. 介護給付費準備基金積立金	7,087	337	7,424			財 337	
						337	
計	7,087	337	7,424			337	

1 款 総務費
5 款 基金積立金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	17,403		介護保険給付管理事務 15,637 電算事務委託料 17,403 介護保険事務システム使用料 △1,766
13. 使用料及び 賃借料	△1,766		

24. 積立金	337		介護給付費準備基金積立金 337 介護給付費準備基金積立金 337

議案第 9 1 号

令和 2 年度日進市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 2 年度日進市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出します。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和2年度（第2号）

日進市下水道事業会計補正予算書

令和２年度日進市下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条 令和２年度日進市下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条 令和２年度日進市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第１款 下水道事業収益	2,081,302 千円	13,630 千円	2,094,932 千円
第１項 営業収益	795,682 千円	9,831 千円	805,513 千円
第２項 営業外収益	1,285,619 千円	3,799 千円	1,289,418 千円
支 出			
第１款 下水道事業費用	2,018,490 千円	17,924 千円	2,036,414 千円
第１項 営業費用	1,843,598 千円	12,375 千円	1,855,973 千円
第２項 営業外費用	164,015 千円	5,549 千円	169,564 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条 予算第４条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「２８７，０８８千円」を「２８３，０４２千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「１０，５１３千円」を「７，５９４千円」に、引継金「６７，８８９千円」を「６７，２５９千円」に、当年度利益剰余金処分額「９，５５９千円」を「９，０６２千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第１款 資本的収入	1,352,642 千円	4,621 千円	1,357,263 千円
第２項 他会計負担金	2,571 千円	△50 千円	2,521 千円
第３項 他会計補助金	403,703 千円	4,671 千円	408,374 千円
支 出			
第１款 資本的支出	1,639,730 千円	575 千円	1,640,305 千円
第１項 建設改良費	1,064,381 千円	575 千円	1,064,956 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	118,218 千円	8,668 千円	126,886 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「606,129千円」を「699,642千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第6条 予算第10条中「当年度利益剰余金のうち9,559千円」を「当年度利益剰余金のうち9,062千円」に改め、利益剰余金の処分数額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	9,559 千円	△497 千円	9,062 千円

(債務負担行為)

第7条 予算第10条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
北部浄化センター修繕事業	令和2年度から 令和3年度まで	8,000 千円

令和2年11月25日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

令和2年度（第2号）

日進市下水道事業会計補正予算説明書

令和2年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 下水道事業 収益			(千円) 2,081,302	(千円) 13,630	(千円) 2,094,932	
	01 営業収益		795,682	9,831	805,513	
		01 下水道使用料	786,354	9,831	796,185	
	02 営業外収益		1,285,619	3,799	1,289,418	
		02 他会計負担金	90,224	△ 85,043	5,181	
		03 他会計補助金	202,426	88,842	291,268	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 下水道事業 費用			(千円) 2,018,490	(千円) 17,924	(千円) 2,036,414	
	01 営業費用		1,843,598	12,375	1,855,973	
		01 管渠費	39,027	450	39,477	
		03 処理場費	428,689	5,802	434,491	
		06 総係費	127,058	6,123	133,181	
	02 営業外費用		164,015	5,549	169,564	
		02 消費税及び地方消費税	15,472	5,549	21,021	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 資本的收入			(千円) 1,352,642	(千円) 4,621	(千円) 1,357,263	
	02 他会計負担金		2,571	△ 50	2,521	
		01 他会計負担金	2,571	△ 50	2,521	
	03 他会計補助金		403,703	4,671	408,374	
		01 他会計補助金	403,703	4,671	408,374	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 資本の支出			(千円) 1,639,730	(千円) 575	(千円) 1,640,305	
	01 建設改良費		1,064,381	575	1,064,956	
		01 管路建設費	287,097	575	287,672	

令和２年度日進市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	57,919
減価償却費	1,191,010
長期前受金戻入額	△ 992,805
支払利息	148,049
受取利息（△は益）	△ 1
固定資産除却費	922
未収金の増減額（△は増加）	△ 3,724
未払金の増減額（△は減少）	7,066
引当金の増減額（△は減少）	8,673
貸倒引当金の増減額（△は減少）	622
その他流動資産の増加額	15,410
その他流動負債の減少額	△ 8,900
小計	424,241
利息の受取額	1
利息の支払額	△ 148,049
業務活動によるキャッシュ・フロー	276,193

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,009,809
他会計負担金による収入	2,521
他会計補助金による収入	386,452
国庫補助金による収入	409,836
分担金及び負担金による収入	331,053
その他未収金の増減額（△は増加）	909
その他未払金の増減額（△は減少）	△ 69,834
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,128

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	178,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 574,294
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 395,494

資金増加額（又は減少額）	△ 68,173
資金期首残高	142,846
資金期末残高	74,673

給与費明細書

区分	職員数		給与費				法定 福利費	合計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		12 (2)		50,144	50,230	100,374	26,512	126,886
補正前		12 (1)		47,164	46,037	93,201	25,017	118,218
比 較		0 (1)		2,980	4,193	7,173	1,495	8,668

※ () 内は、再任用短時間勤務職員について外書き

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,994	7,070	588	533		5,800
	補正前	1,941	6,575	988	593		5,800
	比較	1,053	495	△ 400	△ 60		0
	区分	宿日直 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補正後		1,371	17,506	12,228	2,140	
	補正前		1,479	16,070	11,391	1,200	
	比較		△ 108	1,436	837	940	

※ 本年度の期末・勤勉手当には、地方公営企業会計移行に伴う前年度発生額4,798千円(特別損失)及び翌年度6月期期末・勤勉手当のうち本年度発生額である賞与引当金繰入額7,310千円が含まれる。
 本年度の法定福利費には、地方公営企業会計移行に伴う前年度発生額899千円(特別損失)及び翌年度6月期期末・勤勉手当に係る法定福利費のうち本年度発生額である法定福利費引当金繰入額1,363千円が含まれる。

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	企業債	国 庫 補助金	その他
南部浄化センター整備事業	千円 1,592,800		千円	令和2～ 3年度	千円 1,592,800	千円	千円 831,930	千円 760,870
下水処理施設包括的民間委 託事業 （北部浄化センター）	283,576			令和2～ 3年度	283,576			283,576
下水処理施設包括的民間委 託事業 （相野山浄化センター）	8,316			令和2～ 3年度	8,316			8,316
北部浄化センター修繕事業	8,000			令和2～ 3年度	8,000			8,000

令和2年度日進市下水道事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位 千円)

資産の部			
1 固定資産			
有形固定資産			
イ 土地		2,024,780	
ロ 建物	1,229,312		
減価償却累計額	<u>△ 60,859</u>	1,168,453	
ハ 構築物	23,216,368		
減価償却累計額	<u>△ 667,166</u>	22,549,202	
ニ 機械及び装置	3,461,364		
減価償却累計額	<u>△ 462,985</u>	2,998,379	
ホ 建設仮勘定		<u>746,993</u>	
有形固定資産合計		<u>29,487,807</u>	
固定資産合計			29,487,807
2 流動資産			
(1) 現金・預金		74,673	
(2) 未収金	97,842		
貸倒引当金	<u>△ 622</u>	97,220	
流動資産合計			<u>171,893</u>
資産合計			<u>29,659,700</u>
負債の部			
3 固定負債			
企業債			
建設改良費等の財源に充			
てるための企業債	<u>8,228,245</u>		
企業債合計		<u>8,228,245</u>	
固定負債合計			8,228,245
4 流動負債			
(1) 企業債			
建設改良費等の財源に充			
てるための企業債	<u>586,861</u>		
企業債合計		586,861	
(2) 未払金		107,217	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	7,310		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,363</u>		
引当金合計		<u>8,673</u>	
流動負債合計			702,751
5 繰延収益			
長期前受金		19,839,264	
収益化累計額		<u>△ 991,985</u>	
繰延収益合計			<u>18,847,279</u>
負債合計			<u>27,778,275</u>
資本の部			
6 資本金			781,323
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額		0	
ロ 国庫補助金	1,020,583		
ハ 他会計補助金	<u>21,600</u>		
資本剰余金合計		<u>1,042,183</u>	
(2) 利益剰余金			
当年度末処分利益剰余金	<u>57,919</u>		
利益剰余金合計		<u>57,919</u>	
剰余金合計			<u>1,100,102</u>
資本合計			<u>1,881,425</u>
負債資本合計			<u>29,659,700</u>

注 記

第1 重要な会計方針

当年度から、地方公営企業法の財務規定等を適用し、財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	8年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	6年～30年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、愛知縣市町村職員退職手当組合に加入しており、当該組合の負担金について積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用は、一般会計において措置するため、退職給付引当金を計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は376,052千円である。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

日進市下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、公共下水道事業、農業集落排水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	北部処理区、南部処理区及び梅森処理区における汚水処理事業
農業集落排水事業	相野山浄化センターが処理する区域における汚水処理事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位：千円）

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合 計
営業収益	729,609	2,731	732,340
営業費用	1,790,513	13,872	1,804,385
営業損益	△1,060,904	△11,141	△1,072,045
経常損益	66,710	1,535	68,245
セグメント資産	29,440,695	219,005	29,659,700
セグメント負債	27,607,546	170,729	27,778,275
その他の項目			
他会計繰入金	701,944	5,400	707,344
減価償却費	1,182,070	8,940	1,191,010
特別利益	1	0	1
特別損失	10,327	0	10,327
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	360,802	2,895	363,697

令和2年度（第2号）

日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

令和 2 年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	節
01 下水道事業収益			
	01 営業収益		
		01 下水道使用料	
			001 下水道使用料
	02 営業外収益		
		02 他会計負担金	
			001 他会計負担金
		03 他会計補助金	
			001 他会計補助金

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
2,081,302	13,630	2,094,932	
795,682	9,831	805,513	
786,354	9,831	796,185	
786,354	9,831	796,185	下水道使用料 9,831
1,285,619	3,799	1,289,418	
90,224	△ 85,043	5,181	
90,224	△ 85,043	5,181	分流式下水道等に要する 経費に対する負担金 △ 84,476 下水道に排除される下水 の規制に関する事務に要 する経費に対する負担金 △ 567
202,426	88,842	291,268	
202,426	88,842	291,268	

収益の収入及び支出
支 出

款	項	目	節
01 下水道事業費用			
	01 営業費用		
		01 管渠費	
			013 光熱水費
		03 処理場費	
			001 給料
			002 手当
			004 法定福利費
			014 動力費
			015 修繕費
		06 総係費	
			001 給料
			002 手当
			003 賞与引当金繰入額
			004 法定福利費
			005 法定福利費引当金繰入額
	02 営業外費用		
		02 消費税及び 地方消費税	
			041 消費税及び 地方消費税

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
2,018,490	17,924	2,036,414	
1,843,598	12,375	1,855,973	
39,027	450	39,477	
5,220	450	5,670	
428,689	5,802	434,491	
9,265	400	9,665	一般職 2 人
4,600	690	5,290	扶養手当 350 地域手当 90 通勤手当 △ 100 期末手当 280 勤勉手当 △ 50 児童手当 120
3,548	880	4,428	共済組合負担金 680 退職手当組合負担金 380 社会保険料等 △ 180
21,200	3,500	24,700	
600	332	932	施設・器具修繕費 332
127,058	6,123	133,181	
28,407	2,500	30,907	一般職 7 人
20,299	2,835	23,134	扶養手当 333 地域手当 350 住居手当 △ 100 通勤手当 10 管理職手当 △ 108 期末手当 1,000 勤勉手当 750 児童手当 600
4,475	213	4,688	
14,182	540	14,722	共済組合負担金 300 退職手当組合負担金 △ 200 社会保険料等 440
847	35	882	
164,015	5,549	169,564	
15,472	5,549	21,021	
15,472	5,549	21,021	

資本的收入及び支出
収 入

款	項	目	節
01 資本的收入			
	02 他会計負担金		
		01 他会計負担金	
			001 他会計負担金
	03 他会計補助金		
		01 他会計補助金	
			001 他会計補助金

支 出

款	項	目	節
01 資本の支出			
	01 建設改良費		
		01 管路建設費	
			001 給料
			002 手当
			004 法定福利費

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
1,352,642	4,621	1,357,263	
2,571	△ 50	2,521	
2,571	△ 50	2,521	
2,571	△ 50	2,521	地方公営企業職員に係る 児童手当に要する経費に 対する負担金 △ 50
403,703	4,671	408,374	
403,703	4,671	408,374	
403,703	4,671	408,374	

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
1,639,730	575	1,640,305	
1,064,381	575	1,064,956	
287,097	575	287,672	
9,492	80	9,572	一般職 3人
9,243	455	9,698	扶養手当 370 地域手当 55 住居手当 △ 300 通勤手当 30 期末手当 60 勤勉手当 20 児童手当 220
5,060	40	5,100	共済組合負担金 20 退職手当組合負担金 20

議案第 9 2 号

日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の指定について

下記のとおり日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

- | | | |
|---|----------|------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 日進市民会館
日進市ふれあい工房 |
| 2 | 指定管理者の名称 | 日進アシスト株式会社 |
| 3 | 指定管理者の所在 | 愛知県日進市浅田平子二丁目 2 4 5 番地 |
| 4 | 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるからであります。

別表

1 指定管理者の概要

団体名	にっしん あ し す と かぶしがいいしゃ 日進アシスト株式会社				
所在地	〒470-0128 日進市浅田平子二丁目 245 番地				
代表者	代表取締役 加藤 隆宏				
設立年月日	平成 17 年 9 月 22 日				
職員数	277 名（社員 42 名、契約社員 16 名、臨時社員 219 名）				
沿革	平成 17 年 9 月 日進市の 100%出資会社として、日進アシスト株式会社を設立 平成 18 年 4 月 日進市公共施設の指定管理者、その他管理及び給食調理業務等を開始				
業務内容	1 公共施設の維持管理、運営及び窓口業務等の委託業務 2 給食に関する調理・配膳業務 3 イベントの企画及び運営				
公共事業等の主な実績	1 日進市民会館（現指定管理者） 2 日進市生涯学習プラザ（現指定管理者） 3 日進市スポーツセンター（元指定管理者） 4 日進市総合運動公園及び市営テニスコート・グラウンド（現指定管理者） 5 日進市ふれあい工房（現指定管理者） 6 日進市学校給食センターにおける調理及び日進市内小・中学校での配膳業務（現在） 7 日進市立保育園における調理、配送及び用務業務（現在） 8 日進市放課後子ども総合プラン運営業務（現在）				
公共施設等 管理実績	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容	管理期間
	日進市	愛知県	日進市民会館	施設運営及び維持管理	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市生涯学習プラザ	〃	H18.4～
	日進市	愛知県	日進市スポーツセンター	〃	H18.4～ H24.3
	日進市	愛知県	日進市総合運動公園及び日進市営テニスコート・グラウンド	〃	H18.4～

	日進市	愛知県	日進市ふれあい工房	〃	H19.4～
財政状況 単位：千円	年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	総収入	644,584	650,500	667,406	
	総支出	627,323	645,843	663,545	
	当期損益	12,628	4,642	3,294	
	累積損益	278,826	278,468	279,762	

2 指定管理者の指定方法

募集方法	公募による
------	-------

日進市民会館及び日進市ふれあい工房の指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称 日進市民会館
所在地 日進市折戸町笠寺山 62 番地 3
延床面積 7,290 m²
構造 R C 造一部 S R C、S 造 地下 1 階・地上 3 階建て
開設年月日 平成元年 5 月 1 日

施設名称 日進市ふれあい工房
所在地 日進市岩崎町六坊乙 9 番地 1
延床面積 219 m²
構造 S 造 1 階建て
開設年月日 平成 6 年 4 月 1 日

2 提案の概要

- ・市民と文化の架け橋となる「継続可能かつ平等なサービス」を提供する。
- ・関連施設との連携を図り、施設の規模や特色を活かした事業を実施する。
- ・A I を活用した「自動会話プログラム」導入やご意見パネルの設置により、利用者ニーズの把握に努め、管理運営やサービス向上へ反映する。
- ・稼働率向上への取り組みとして、月曜日受付業務や電子マネー決済の導入、自主講座のサークル活動化、館内全域で接続可能な Wi-Fi 環境の整備を行う。
- ・ふれあい工房の個人利用の促進、市民会館での作品の受け取りを可能にすることにより、利便性の向上を図る。
- ・地域防犯・防災、社会貢献活動、市主催事業への協力、市内学校との連携により地域に密着した管理運営を行い地域貢献に努める。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指定管理料	122,320	121,803	121,550

	令和 6 年度	令和 7 年度	合計
指定管理料	121,220	121,165	608,058

3 主な委員意見（評価できる点）

- ・音楽のまちへの志向が感じられる。
- ・日進市の市政との連動がしっかりと織り込まれている。

- ・日進市の人々、市民の志向をふまえる上で、経験があり、説得力がある。
- ・当施設における管理運営実績を有する点
- ・運営方法の具体性
- ・目標設定の堅実さ。
- ・これまで施設管理の実績から安心して任せられる。
- ・施設管理の安全・安心の心構えで臨んでいる。

4 審査結果

審査基準	審査項目	配点	申請者①	日進アシスト株式会社
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。(条例第 4 条第 1 号)	①施設管理に関する基本的な考え方	50	45.0	44.0
	②利用促進に関する考え方及び具体策	50	44.0	42.0
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第 2 号)	①施設の有効活用等	50	43.0	40.0
	②事業の計画	50	42.0	40.0
	③地域貢献	50	39.0	46.0
3 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第 3 号)	①指定管理料	50	50.0	45.0
	②収支計画	50	44.0	39.0
	③施設の維持管理等	50	41.0	42.0
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第 4 号)	①管理運営実績	50	28.0	43.0
	②施設の管理運営に必要な人員	25	19.0	19.5
	③組織体制	25	21.0	21.0
合 計		500	416.0	421.5

議案第 9 3 号

愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって愛知縣市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知縣市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するので、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

この案を提出するのは、愛知縣市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知縣市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議する必要があるからであります。

愛知県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合理約（昭和 33 年愛知県市町村職員退職手当組合理約第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 の 3 区の項中「北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合」を「北名古屋水道企業団」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合理約別表第 2 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後最初に実施される議員の選挙から適用する。

愛知県市町村職員退職手当組合理約の一部変更新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋 屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美 浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊 根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組 合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛 生組合 <u>北名古屋水道企業団</u> 北設広域事務 組合 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹 羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南 部消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛 生組合 愛知中部水道企業団 知多南部消防 組合 五条広域事務組合 海部地区急病診療 所組合 衣浦東部広域連合 西春日井広域事 務組合			知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋 屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久比町 南知多町 美 浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊 根村 海部南部水道企業団 東部知多衛生組 合 知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛 生組合 <u>北名古屋水道企業団</u> <u>尾張市町交通 災害共済組合</u> 北設広域事務組合 海部東部 消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組合 北名古屋衛生組合 海部南部消防組合 海 部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中 部水道企業団 知多南部消防組合 五条広域 事務組合 海部地区急病診療所組合 衣浦東 部広域連合 西春日井広域事務組合		
別表第2(第5条関係)			別表第2(第5条関係)		
議員の 選挙区	定 数	選挙区の組合市町村	議員の 選挙区	定 数	選挙区の組合市町村
略			略		
3区	5人	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久 比町 南知多町 美浜町 武豊町 海部南部水道企業団 東部知多 衛生組合 知多南部衛生組合 <u>北 名古屋水道企業団</u> 海部東部消防 組合 尾三消防組合 丹羽広域事 務組合 北名古屋衛生組合 海部 南部消防組合 海部地区水防事務 組合 尾三衛生組合 愛知中部水 道企業団 知多南部消防組合 五 条広域事務組合 海部地区急病診 療所組合 西春日井広域事務組合	3区	5人	東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村 阿久 比町 南知多町 美浜町 武豊町 海部南部水道企業団 東部知多 衛生組合 知多南部衛生組合 <u>北 名古屋水道企業団</u> <u>尾張市町交通 災害共済組合</u> 海部東部消防組合 尾三消防組合 丹羽広域事務組 合 北名古屋衛生組合 海部南部 消防組合 海部地区水防事務組合 尾三衛生組合 愛知中部水道企 業団 知多南部消防組合 五条広 域事務組合 海部地区急病診療所 組合 西春日井広域事務組合
略			略		

議案第 9 4 号

尾三消防組合規約の変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 2 項の規定により、組合市町が負担する分担金の算出方法を変更するため、尾三消防組合規約を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するので、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、組合市町が負担する分担金の算出方法を変更することについて、関係地方公共団体と協議する必要があるからであります。

2 主な改正点

均等、面積、救急出場件数及び基準財政需要額の割合によって算出する分担金の総額に対する割合をそれぞれ規定する。

尾三消防組合規約の一部を変更する規約

尾三消防組合規約（昭和４６年１２月１日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第１１条第２項を次のように改める。

- ２ 前項の分担金は、次に定めるところによって算出した額の合計額により組合市町が負担する。
 - （１）分担金の総額の１００分の３０の額を組合市町均等の割合で算出した額
 - （２）分担金の総額の１００分の２５の額を組合市町のそれぞれの前年の１０月１日現在における面積の割合で算出した額
 - （３）分担金の総額の１００分の２５の額を組合市町のそれぞれの前々年の１２月３１日以前３年間の救急出場件数の割合で算出した額
 - （４）分担金の総額の１００分の２０の額を組合市町のそれぞれの前年度の普通交付税の算定に用いる消防費に係る基準財政需要額の割合で算出した額

附 則

この規約は、令和３年４月１日から施行し、この規約による変更後の尾三消防組合規約第１１条第２項の規定は、令和３年度分の分担金から適用する。

尾三消防組合規約の一部変更新旧対照表

改正後	改正前
(経費支弁の方法) 第11条 略 2 <u>前項の分担金は、次に定めるところによって算出した額の合計額により組合市町が負担する。</u> (1) <u>分担金の総額の100分の30の額を組合市町均等の割合で算出した額</u> (2) <u>分担金の総額の100分の25の額を組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積の割合で算出した額</u> (3) <u>分担金の総額の100分の25の額を組合市町のそれぞれの前々年の12月31日以前3年間の救急出場件数の割合で算出した額</u> (4) <u>分担金の総額の100分の20の額を組合市町のそれぞれの前年度の普通交付税の算定に用いる消防費に係る基準財政需要額の割合で算出した額</u> 3 略	(経費支弁の方法) 第11条 略 2 <u>前項の分担金は、次に定める基準に従い、別途定める割合で算出した額の合計額により組合市町が負担する。</u> (1) <u>組合市町均等割</u> (2) <u>組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積割</u> (3) <u>組合市町のそれぞれの救急件数割(過去3か年分)</u> (4) <u>組合市町のそれぞれの前年度の消防費に係る基準財政需要額割</u> 3 略

議案第 9 5 号

物品購入契約の締結について (小中学校大型提示装置購入)

下記のとおり物品購入契約を締結するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 物 件 名 | 小中学校大型提示装置購入 |
| 2 納 入 場 所 | 西小学校始め 1 5 校 |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 1 8, 3 7 6, 3 8 0 円 |
| 4 履 行 期 間 | 着手 令和 2 年 1 2 月 2 2 日
完了 令和 3 年 3 月 2 6 日 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 愛知県名古屋市中区新栄一丁目 5 番 8 号
富士電機 I T ソリューション株式会社 中部事業本部
本部長 船越 健一郎 |
| 6 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるからであります。

小中学校大型提示装置購入

1 業務概要

文部科学省が示す「G I G Aスクール構想」に基づき、市内全小中学校において、I C Tを基盤とした教育環境を実現するため、学校の特別教室に大型提示装置を整備する。

2 学校別設置数

施設名	6 5 インチ 液晶一体型電子 黒板 (台)	6 5 インチ 液晶ディスプレイ (台)	移動型超短焦点 電子黒板機能付 きプロジェクタ (台)
西小学校	3	3	
東小学校	3	2	
北小学校	2	3	
北小学校青葉分校			1
南小学校	3	2	
相野山小学校	2	3	
香久山小学校	3	2	
梨の木小学校	3	3	
赤池小学校	3	3	
竹の山小学校	3	2	
日進中学校			9
日進中学校青葉分校			1
日進西中学校			1 0
日進東中学校			9
日進北中学校	3	3	
合計	2 8	2 6	3 0

議案第 9 6 号

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、市議会の議員の期末手当の支給割合を時宜に即応した額に改めるため、日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

期末手当の支給割合を次のように改める。

(単位：月)

	年度	6 月	1 2 月	合計
改正前	令和 2 年度	1 . 7 0	1 . 7 0	3 . 4 0
改正後	令和 2 年度	1 . 7 0	1 . 6 5	3 . 3 5
	令和 3 年度以降	1 . 6 7 5	1 . 6 7 5	3 . 3 5

日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

第1条 日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和41年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

第2条 日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 9 7 号

日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を国の特別職の職員の支給割合に準じて改めるため、日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

期末手当の支給割合を次のように改める。

(単位：月)

	年度	6 月	1 2 月	合計
改正前	令和 2 年度	1 . 7 0	1 . 7 0	3 . 4 0
改正後	令和 2 年度	1 . 7 0	1 . 6 5	3 . 3 5
	令和 3 年度以降	1 . 6 7 5	1 . 6 7 5	3 . 3 5

日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

第1条 日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和41年日進町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

第2条 日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 9 8 号

日進市職員の給与に関する条例及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

日進市職員の給与に関する条例及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、日進市職員の給与に関する条例及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

期末手当の支給割合を次のように改める。

(単位：月)

	年度	6 月	1 2 月	合計
改正前	令和 2 年度	1 . 3 0	1 . 3 0	2 . 6 0
改正後	令和 2 年度	1 . 3 0	1 . 2 5	2 . 5 5
	令和 3 年度以降	1 . 2 7 5	1 . 2 7 5	2 . 5 5

日進市職員の給与に関する条例及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特
例に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(日進市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日進市職員の給与に関する条例(昭和36年日進町条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略	(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略

第2条 日進市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。	(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。

(日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年日進市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年日進市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3・4 略	(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年日進市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3・4 略

第4条 日進市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日進市一般職の任期付職員の採用及	(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び日進市一般職の任期付職員の採用及

び給与の特例に関する条例(令和元年度進 市条例第17号。以下「任期付職員条例」と いう。)第7条第4項に規定する特定任期付職 員業績手当」と、給与条例第19条の2第1項 中「管理職手当を受ける職員」とあるのは 「管理職手当を受ける職員及び任期付職員 条例第2条第1項の規定により任期を定めて 採用された職員」と、給与条例第20条第2項 中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の16 7.5</u>」とする。 3・4 略	び給与の特例に関する条例(令和元年度進 市条例第17号。以下「任期付職員条例」と いう。)第7条第4項に規定する特定任期付職 員業績手当」と、給与条例第19条の2第1項 中「管理職手当を受ける職員」とあるのは 「管理職手当を受ける職員及び任期付職員 条例第2条第1項の規定により任期を定めて 採用された職員」と、給与条例第20条第2項 中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」 とする。 3・4 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。